

九條家本「令訓釋拔書」

ここに翻刻する九條家本「令訓釋拔書」（以下「本書」と称する。書名は九條家本の「仮目録」所載のそれにしたがった。）は、養老令文の一節乃至は語句を——時として義解の文章もともに——令義解より抜き出し、注釈を加えたもので、鎌倉末期の頃の書写にかかる。注釈の範囲は令全体にわたるものではなく、賦役令までであり、注釈の内容も今日の律令研究に直接的な影響を与えるものとはいえないであろうが、中世における令条の解釈として興味ある点もあり、また令義解の古写本の伝存が極めて少数であることよりすれば、たとい断片的な語句の集積にすぎないとはいえ、本書にも相応の意義を認めうるものと考ええる。

さてまず本書の形状であるが、本書は卷子装、一卷。元亨二年（一二三二）の具注曆（十一月五日～十二月二十九日の部分。末尾に、造曆者の名と思われる「在永」の二字が見える。賀茂朝臣在永か。）の紙背を利用したもので、本文は十紙よりなる。料紙は楮紙で、一紙縦三十三cm、横五十・八cm。各紙の左端下部にはもと張数が注記されていたと見られ、現在は「三」以下「十終」までの各数字を認めることができるが、

「一」「二」は破損のため確認できない。その筆跡は本文とは別である。本文第一紙の前には、室町期のもと思われる書状（これは本来包紙であったと推定される。）を反古して貼り継いでおり、更にその前に江戸初期の九條道房の手になる表紙があつて、外題には「令拔書」とある。右の書状の紙背には、同じく道房の筆によって「令切端也、三縁院〔殿下カ〕「貞翰乎」とされ、本書が三縁院、即ち九條道教（貞和五年没。三十五才。）の筆にかかるものである可能性を示唆しているが、九條家旧蔵本中に残された道教の筆跡と本書との比較の結果によれば、全体として本書は道教の筆跡の特徴を多くそなえていると見てよく、したがって本書の書写年代は鎌倉末期（乃至は南北朝期）の頃と考えることができる。

次に本書の特色について二、三触れておこう。

まず第一に、本文第一紙の破損が甚しく、やや明瞭さを欠くが、少くとも「應撰定令律問答私記事」と題する天長三年十月五日の「宣旨」と令義解施行の「詔書」についての注釈が冒頭にあり、次いで、抹消してはあるが、令義解「序」の部分に関する注釈が見えている。このことは

本書のテキストが、広橋本令義解（東洋文庫所蔵）・紅葉山本令義解（内閣文庫所蔵）と同じく、その巻首に、少くとも「宣旨」「詔書」「序」をそなえた令義解であったことを示すものである。

第二に、本書には「神祇令第三」「戸令第四」「田令同四」という記載があるが、これは本書のテキストの巻別編成が、広橋本・猪熊本（国学院大学図書館所蔵）・紅葉山本令義解などと同様、令義解の編成ではなく、養老令十巻の編成にしたがうものであったことを示している。

第三に、本書には令の条文の名称が多く記入されている。いま戸令・田令・賦役令の各条文に付記された「——條」と称する名称五十例について、紅葉山本令義解のそれと比較すると、紅葉山本の戸令嫁女棄妻条が本書では「嫁女條」となっており、同じく田令口分条が本書では「口分田條」となっている二例を除く他の四十八例は全て彼此一致している。令義解の条文名の成立に関しては、紅葉山本令義解第58条犯罪条に「初條同號犯罪條、作義解之日不正歟」という書入れがあり、条文名の固定化を令義解の撰定との関連で把握する見方が古く存在したらしいが、その当否は別途検証する必要がある（『日本思想大系 律令』解題を参照）。それはともかく、紅葉山本令義解は金沢文庫を忠実に臨摹したものとされるが、同書の条文名が親本たる金沢文庫本にも存したとすれば、右のような一致の状態は、令義解の条文名が遅くとも鎌倉時代にはほぼ固定していたことを示すものであろう。

第四に、本書には墨筆の訓点が見られ、振り仮名・送り仮名・返り点

の他にヲコト点・音の連続符・訓の連続符などがあるが、これらはいずれも九條道教が自らほどこしたものである。ヲコト点のうち星点の位置は『日本思想大系 律令』の解題に示されている点図と一致するが、本書では送り仮名を付すと同時に星点をもほどこしているケースが若干ある。また星点以外の符号（——）もわずかながら存在し、点図も右の『律令』のそれに一致するようであるが、いずれもお検討の余地があるかと思われる。

なお本書に用いられている仮名字体は、「\」（キ）、「セ」（サ）、「ア」（ミ）など比較的古い形を保っているものがあり、またレ点も□▽□の如き南北朝時代以前のな形をとっている（築島裕「律令の古訓点について」『日本思想大系 律令』解題）。

以上、本書の特色を四点にわたってのべたが、この他に若干付言しておこう。

本稿の冒頭で、本書は令義解から令文の語句を抜き出したもの、とのべたが、その抜き出し方は必ずしも令義解に忠実とはいえない。二、三の例をあげれば、田令職分田条について本書は「職分田自太政大臣至大納言賜之」と記しているが、養老令文は「凡職分田太政大臣卅町、左右大臣卅町、大納言廿町」とある。このように令条の大意をつかんで記すケースはこの例だけにとどまらない。また戸令絶貫条では「良人」について注釈しているが、同条の令文には「良」についての言及はあるが、「良人」なる語は存在しない。更に職員令陰陽寮の条の漏冠博士以下の

部分を引くに当って、令文を不正確に節略したため、本来守辰丁の職掌であるべき事柄が漏尅博士の職掌の如くに記載されてしまっている。

このような本書のあり方は、そもそも本書がいかなる目的で、どのようにして作成されたのかという問題とかかわってくるであろう。もとよりここで容易に解決できる問題ではないが、この点に関しては更に次のような事実も併せ考える必要がある。すなわちまず、本書は概ね巻首より順次注釈を進めているが、時に順序が大きく前後することがある。職員令では、神祇官条の注釈よりはじめて軍団条に至り、再び刑部省の贖司条にもどり、更に或いは宮内省の管陶司条に、或いは大藏省にと、大きく前後しながら注釈をほどこしている。

また全般的に本書は、塗抹・重ね書き・字句の挿入などが目立ち、特に注釈の部分にそれが顕著である。

これらのことは、本書が、或る令義解のテキストを手許に置いて、順次語句を抜き書きしながらそれに注釈を加えていく、という手順で成立したものでないことを示すものであろう。様々なケースを想定することができるであろうが、例えば九條道教が令の講義を受講した際の筆録の如きもの、或いは令の読会などの際のノートの性格のものと考えるところとも一案かと思われる。

なお、既にのべたように、本書には訓点がほどこされている。翻刻に際しては、検討不十分なまま敢えてヲコト点の翻字を試みたが、編者の全く不案内の分野のことであり、多くの過誤を犯しているものと思わ

れ、また本書を通じて、国語学的見地から取り組むべき問題も少なくなであろう。これらについては御専門の方々のお御批正を待つことにしたいと思う。

末筆ながら、本稿の作成に当たって今江広道・白井信義・橋本義彦・早川庄八諸氏より多々御教示をいただいたことを記し、謝意を表する。

凡 例

1 翻刻に当たっては、塗抹・重ね書き・字句の挿入などは極力原体裁を保つようにつとめたが、一行の字詰めなどは組版の都合で大幅に変更を加えたところもある。なお異体仮名については通行の字体に改めた。

2 塗抹・字句の挿入などの表示は概ね一般に通行の形式にしたがった。重ね書きの箇所については、後に書かれた文字を本文として採り、その傍に・印を付して重ね書きである旨を示し、且つ下に書かれた文字が判読可能な場合にはへ▽内に×印を冠して本文の傍に注記した。

3 編者の注記、その他原本にない文字は「」で括った。

4 便宜句点を打ち、また張替りは張末に「」を付して示した。

5 ヲコト点の翻字は（ ）内に平仮名で示した。送り仮名とヲコト点を同時に付しているケースでのヲコト点の翻字は、右に同じ要領で送り仮名の右傍に示した。

(吉岡 眞之)

(首 欠)

□□□□□□

□□□□□□
益曰世者

秋致

宣旨曰、藤原

謂藤原朝廷者如□□文武天□
藤原所名欵、

大臣不比等欵、可尋云々、

宣旨曰、庭養年中刊脩律云々、
同太政大臣復奉勅

平城天皇□□
參差雖似有不審、元正

天皇御平□□

書曰、二門殊躑、舞文弄法、

舞文弄法者其法不直也、

義解序曰爛蛾火中蜘蛛

一等二等者依勳功二等任一等類也、

職員令曰、伯掌神戶神領欵、名籍祝了名帳、

籍者稽留也、失者失

太政大臣師範一人儀形、仍無掌字、

左大臣
舉持綱目、謂、陳其大綱綱目必舉也、大臣位高任重、

侍從侍隨替、君所謂可有否、臣獻其否以成其可、

付飛驒函鈴、飛驒者、縱自關外以飛脚申事也、

朝集自諸國進使也、之朝集使皆被管輩勸此役欵、

勞問、縱凱旋之日奏遣使奏聞勞効并安不、
同
女王內親

王也、謂二世以下

祖調帳、調庸公物送京者、皆依見送物數、

大監物
管鑰、庫藏管鑰、

裝一潢フツ 截キリ治日裝、染シ色日潢、

竒一璋之物謂、非常之物也、

價長二人監一平二物價一市一易アキツサ (一)謂、猶言看計價直、
而市一買上也、

縫殿寮 纂一組事謂並一綬屬也、

侍醫 漏尅博士伺一漏刻之節一以レ時擊二鐘一鼓一也、

勳一績シヤツ、皆功也、不レ限一
文功武功一
候一望コウ、言、詠一驗一血一脈一、
非違ツヅ、政違也、

策一試一貢人一自諸國獻稽古器用者、
假一使假之事也、

治了卿一官日贈、
贈一賻ヲ、賻貨者死人本司申太政官、
下北省、
勅申自大藏省下

給也、言、賻官并遣死人實事可奉行也、

諸一蕃朝一聘ヒヤツ謂、國君自來日朝、
婚一姻コンイン、
重同繼嗣コト之故也、

祥瑞コト、國政之吉瑞也、

文武舞無干戈二日文、有干戈

試一練二曲一課一其限也、
伎一樂謂、吳樂也、

蕃一客辭見讌一饗一送迎コト、
凡諸蕃入朝時讌饗送迎于玄蕃頭
一向行之、
有精誠コノニ行カ通感者別加優賞一也、

賦役孝一義コト、孝子義夫同籍悉
免課役是也、言、事父有孝者皆免國役、

優一復イウフ、優賞也、
復除也、
同令有精誠通感者別加優賞一也、

家人奴一婢己非平民、故別顯之、
非平民下屬也、
凡卑者也、

蒼一廩シツ、穀藏日倉、米
藏日廩、
同 春一米上米欵吉米也、

碾一磑アキ謂水碓也、作米日
碾、作麵日磑也、

刑了省 債負サイフ日債、受貸不償
日負也、

薄一斂ハツ、斂收也、言、疏收
於逆人資財而沒官也、

配沒カス領取沒官之物、更分配
諸司一也、

宣一御食產ミツ、田園中當年所種
色目并氷室
氷之厚薄申奏也、

諸一方口味事〔同カ〕除調雜物外、諸方別獻味是也、有レ希食物才自諸方別進也、メツラシキモノ也進也、

供御輿輦クウスル 輦帶王事也、

彈正臺

肅清風〔俗〕縱信濃國俗、夫死者即以婦爲殉、若有此類者、即正之以禮教也、

左馬寮

閑既也、歸一化〔一〕謂、遠方之人、欽化内歸也、言、自他國欽此國來歟、

大國

鎮捍防一守〔軍團カ〕壹伎對馬日向薩摩大隅才、國寇賊有恐、仍鎮衛之也、

苗闔三陣一烈〔烈〕謂、檢閱軍行之

九家令者唯得三決答ニ仕丁、不レ得三決ニ資人、〔父卷〕所詮自上所給資人不可

自專之故也、

蘭遺〔遺〕人ノ落、物過五日後皆進レ上也、

貢一舉〔進カ〕堪稽古之者ヲ自諸國也、

莒陶宮陶物才也、

口分田古者皆人別、可食分之田也、〔結〕

大藏省

權一衡權懸一鍾也、衡橫木也、〔兵カ〕員數多少也、
度一量量物也、

郵一驛境上行書舍也、言、取繼飛脚可行事也、

主稅寮

春一米吉米也

碾磑〔碾〕作米曰碾、
碾磑〔磑〕作麵曰磑也

神祇令第三

神祇令爲第三卷之條甚不審、然而同令、政始官成職始之故也云々、〔父卷〕

散齋〔非殊齋〕大樣齋也、

致齋殊齋也、

僧尼令

小道外法之類也、

凌一長宿嘲長老也、〔シノホ突〕

毆擊長宿打長老也、

戶令第四

明廉正直也、

白丁外人也、

戶主

課口課役也、

殘疾輕病也、癘疾 薦疾 三病之躰也、

戶逃走

三周 不レ獲除レ帳〔シツマテ〕戶内者至外而經三年者除帳也、除名帳歟、

其地還公未還之〔返還君也、〕

間五保及三才以上親均分、〔シツクリヘメ〕食祖調代輸、〔シツクリヘメ〕逐電者給地親分給猶公事代出也、

條〔給〕侍

薦疾給侍一人、〔タマヘ〕可召使者一人、〔給〕自公賜之也、
〔皆先子孫中可事者、〕

聽養 無子者聽養人爲養 昭穆孝養心深

爲戶 戶內欲下析出ニ口一爲レ戶上者非レ成ニ中男一主不並、中男者是言、家中以別屋並、依年少也、歎、成年者

九新 附レ戶皆取保證自外來住此里者 逃亡詐冒取證者也

兩貫 在所父母相替 沒落外蕃條

居狹 九戶居狹一鄉有レ樂遷就ニ寬一他鄉也 依狹請遷 遞送遣之

絕貫 良人無主而有樂 造戶 戶籍名籍也

造計帳 手實也手シルシ 籍條

造帳籍 戶口帳籍以面形定 雖除舊年籍、允恭天皇

戶籍 大津宮庚午年籍不除 御代籍不除之

廣分 氏賤公物氏院中物欵、

存日處分證據灼然所詮存日處分也

結婚 結婚夫妻契約許 先奸後娶正禮儀而不

七出 娶時賤後貴娶之後不貧

先由 先由祖父母觸祖父也、

嫁女 嫁女所由後知滿三月不理皆不得更論親類至三月不問其由

不觸 無告也、

毆打也、 貫屬舊家也、

國守巡 屬郡從國也、 問 百年先度巡行之時所存之 老者未存哉否也

理冤枉直正依下政違上有憂 清白異行直正也、

發聞二於鄉閭進奏如此者 謹而察之善惡先可得 見心得也、

褒貶隨善惡勸狀 進退也、

國郡司 國郡司下向ニ所部一檢按上不妨農、

官戶奴婢官奴婢名籍 官戶罪科者跡皆 爲官戶也凡官戶名、

官戶自 背主人後得歸者各還官主 歸皆還主、 抄略心外被放風、

拔條 沒落他國也、

陵戸 使山人 守先王陵、
是陵戸也、

爲夫妻
家人公私奴婢与良人爲夫妻、所生男女不從情者

不知會通之始、從良、皆離之其逃亡、奴婢出主人之家、會通、所生男女

皆從賤奴婢也、

奴奸主
凡家人奴奸主及主親也、所生男女各沒官、爲上、被召也、

旣奸者、不、其子、從良人、也、若主及奴相互不、知而奸者不從良、非此限、

化外奴
化外他國也、異國、來投國、來我、悉放爲良、悉放免、

藉貫 在國中之人民、認、所詮化外者來異國、而若、不來之前雖有、彼、

遭水旱
災蝗 田損亡、以富貴、分賜貧者也、言、田園損之、時有此事、但、賑、給之由申太政官欵、

田令同四

收獲 刈收也、春米、京者正月起運、米運京

口分田 人別可食之分、田賜之、五年以下不給其地、五歲以下者、不、口分田也、

有二寬一狹、者從二鄉土法、言、田多少依其國其境風俗也云々、往古所定之法、

易田倍給 白地田也、荒田也、仍、副給別田也、

職分田
職分田自太政大臣至大納言賜之、

功田條
功田上功傳三世、子孫玄孫也、大功非謀叛以上以下非八

虐之除名、並不收、除名也、解官之類也、言、大功謀叛及若犯二八、虐、被除名者、可還公、其外雖除名不還公云々、

官位解
免條
凡給職田位田一人若官位之內有二解免二者從所二

解免一追、追、給位田也、追、給位田也、追、給位田也、追、給位田也、

其餘名口依口分例若有賜田者亦追、除名之者可取也、

當家之內有二官位及少口分應受者、並聽廻、給、言、人家之

位而可受其位田者哉、又可賜口分者、有哉、廻尋各可賜之也、

廣給位
九位田未請而身亡、子孫不賜之也、

廣給功
九功田父祖未請而身亡、賜三子孫也、

公田條

九諸國公田國司隨_レ郷土估價_一也_和市賃租_一公田公田也、九公田限一年賣也、賃租

令賣佃_一也、春時取_二直物_一爲_レ賃、又与_レ人令_レ佃、至_レ秋輸_レ稻爲_レ租、今地子是也、

其價送太政官

寬郷

九國郡界_一所部受田悉足者爲_レ寬郷、言、國可受賜之輩、皆受之後足爲_レ寬郷、

狹郷

園地

絶_レ戸還_レ公、_又其_レ戸内_一不_レ別親疎人給_一一人有_レ之者、不_レ爲_レ絶_レ戸也、

王事

九因王事没_一落_二外蕃_一不_レ還有_二親屬同居_一二者其地十

年乃_レ追_レ言、依公事爲_レ御使至_レ異國之後久雖不_レ歸、賜田_一可待十年之後、但於_レ職田者

則_レ取_レ之、久不_レ可_レ空官之故也、

從便近

九給_二口分田_一務_レ從_レ便_レ近_一、_便宜_レ可_レ給_レ之也、_若因_レ二國郡改_一

隸_一地入_レ下_二他境_一上_及犬牙_一相接者、_隸者_レ附_レ著_レ也、如_レ犬之牙_一不_レ相當_上相_レ銜_上入_レ也、所詮_レ田園

之_レ蘇、_兩方_レ入_レ違_レ也、_聽三_レ依_レ舊_一受_二本郡_一言、入_レ違_レ所能_レ求_レ尋_レ聞_レ舊_レ事、_任道_レ理_レ可_レ付_レ道_レ理_レ之_レ本_レ郡_一

也、

六年一班條

九田六年一班_一此_レ據_レ下_レ未_レ給_二口分_一人_上也、_所詮_レ不_レ給_レ口分_一、_若田_一崩_レ埋_レ也、_者改_レ班_レ也、

若以_二身死_一

應_レ歸_レ田_一者每_レ至_二班_一年_一即_レ從_レ收_レ授_一、_言、身_レ死_レ後_レ雖_レ歸_レ田_一、至_二班_一年_一六_ケ年_一不_レ可_レ取_レ歟、

神田寺田_一不_レ稅_レ田_一也、縱_レ有_二崩埋_一不_レ可_レ更加_レ授_レ也、

還公田

九應_レ還_レ公_一田_一令_レ主_レ自_レ量_レ爲_二一段_一退_レ、_者爲_レ一_レ所_レ也、_言、

自_レ量_一而_レ滿_二一段_一可_レ還_レ公、_主者_レ可_レ還_レ田_一者_レ主_レ歟、

不_レ得_レ零_一疊_一零_レ落_レ也、割_レ退_一、_割分_レ也、_言、可_レ返_上之_レ田_一、_令零_レ疊_一、_又割_レ分_レ不_レ可_レ有_レ返_上、_只如_レ元_レ可_レ也、

還_レ公

先有_レ零_一者_レ聽_レ自_レ本_レ損_レ亡_レ之_レ田_一者、_者聽_レ自_レ本_レ損_レ亡_レ之_レ田_一者、

班田

九_レ班_レ田_一者每_二班_一年_一正月卅日_一申_レ太_レ政_レ官_一、

官_レ司_レ預_レ按_レ勘_レ造_レ薄_一、_言、按_レ勘_二田_一及_レ給_レ人_レ數_一、_造薄_一也、_造薄_一也、_造薄_一也、

起_レ十一月_一一日_一至_二二月_一卅日_一內_レ使_レ賜_レ了_一、_班田_一事_レ既_レ連_レ延_二兩_一年_一、_然而_レ以_二先_一年_一爲_レ下_レ班_一年_上也、

授田

授_レ田_一賜_レ田_一也、_先賜_レ課_レ役_レ者_レ後_レ賜_レ不_レ可_レ課_レ役_レ者_一也、

交錯條 九田有二交錯一入違也、兩主求レ換、者經ニ本ア一聽、所詮兩方田各一町

許有之、仍欲錯亂之間、相博聽之也、除依相博附田薄或注附之、言、兩方田各一町半分ツ、得之、而

此事依六借欲寄一所、各得一所之類也、

官人百姓條 官人國司也、捨施布施也、賣易カハ賣及チ貿易也、□カアル也、

所詮各以ニ公物ニ寄附寺也、

官戶奴婢條 官戶奴婢、公人口分田与ニ良人家人奴婢給同三分之一也、

九田爲レ水侵食也、侵壞也新出之地、先給ニ被侵之家、言、田有ニ爲レ

水損亡、又有ニ新作田、然者不レ依舊主、不レ待下班年、賜被侵者、出ノ境不然也、

荒廢條 九公一私田荒廢三年以上、有ニ能借佃者、經下官司借

雖ニ隔一越代境、亦聽私田三年還主、公一田六年還官、言、借、佃田各私田三年、公田六年、還主并官也、

雖二班田年、不レ滿下年限、不還之、限滿、日所借

人口分未レ足者公田即聽レ充ニ口分、言、年限滿之日所借作一人

賜之、私田不合私田不也、

其官人國司於ニ所部界、管領之内、有空閑地、白地、願

佃者任聽ニ營一種、新開而替解之日還レ公

開ニ白地、營種上田、國司休退之時可還公也、但以其國土人爲下國司、新開之所爲ニ私田一也、

競田條 九競田相論、コトハテ判得、耕一種者後雖ニ改判一苗入ニ種一人

言、相論田雖爲裁許之後、於ニ耕而未種者、酬ニ其功力、

功力許賜之也、施耕種者苗從ニ地判、

取之、未レ經ニ斷決、

在外諸司職分田條 在外、城外也、

驛田條 驛田皆隨近、給驛田可奉行飛脚之宿并泊也、其所爲彼新足

在外諸司條 闕官田用ニ公力、營一種闕官田爲公

新人至日、依數給付、言、所口年貢新給人

置官田
畿内 置官田置官田帝王田也、

配遣以雜徭死使
其事也、

歲保役
可務公事也、
正丁役 十日 人夫役之類也、於京職役不給公糧、
被置令延引役者官給之也、

苗役本役之外更
令置役也、

須收庸者 布二丈六尺言、人夫役之替、令進調庸物也、然者

一日二尺六寸一日役之替布、寸法也、

孝子
順孫條
言、父以祖父放山、子曰、然者父老之後又
我可放父云々、仍父祖父也、是順孫也、

義夫節婦言、以義輔妻也、是義夫也、以忠節事夫、是節婦也、

〔以下約十行分空白〕

平加天田
 天田中平
 善心二味踴躍受弄法
 義解序心 願
 一守二守皆依氣切二守江草類
 情負合約常神之 藉
 沼藤原朝遠者為本意者為式
 原可為於
 中刊術令律
 似有重者三心
 同

卷首 書拔積訓令

田令
 春遠運重者三月起運
 上平不給其地
 有寬狹者徑御去法
 易而借給
 備分田自左取在左而賜
 加田上功傳三世
 大功非謀殺之罪
 許免過
 其海後後口分 若有賜田者亦正
 當家之內有官位及仕女者並聽迴給
 位田未籍之身正珠金賜之
 九田文親未清之身正賜之
 九田國田國月進御質租
 田令

田令 書拔積訓令